

令和2年2月19日

本学の入学試験を受験する皆さんへ

浜 松 医 科 大 学

新型コロナウイルス感染症等への対応について

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日に政令により指定感染症及び検疫感染症に指定されました。さらに学校保健安全法におきましても第一種感染症に分類されました。
- ・ 本学の入学試験では、学校保健安全法施行規則で規定されている感染症（インフルエンザ、はしか等）と診断され、かつ十分回復していない場合、他の受験生や監督者等への感染の恐れがあるため、入学試験の受験は出来ませんので注意してください。
特に新型コロナウイルス感染症については完全に治癒するまで受験できません。
- ・ 受験生の皆さんは、試験当日まで新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗いやうがいの励行、マスクの着用等）と体調管理に努めてください。
- ・ 試験当日は、感染予防のため、咳やくしゃみ等の症状のある人はマスクの着用をお願いします。また、発熱の症状のある人は事前に申し出て下さい。感染拡大防止のため、別室受験となる可能性があります。
試験会場では、入口付近に「手指消毒用アルコール」を設置するので必要に応じて使用してください。
- ・ 感染症等により入学試験を受けられなかった場合には、追試験等の特別措置は予定しておりません。

令和2年2月19日改訂